

兵庫県公報

平成23年11月1日 火曜日 第2334号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定解除（同）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	6
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	6
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	6
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	7
人事委員会規則	
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	8
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	8

公布された法令のあらまし

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）
任命権者から、新たに職員を派遣する予定の株式会社があるため、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則別表第2に規定する必要がある旨報告されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成23年11月1日

兵庫県知事 井戸敏三

加古川西部土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
竹内 暉雄

住 所
加西市下道山町204番地

~~~~~

### 兵庫県告示第1158号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
宍粟市千種町七野字向河原19の 5、19の 8 から19の10まで、19の12、19の39
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字向河原19の 8 ・ 19の12 ・ 19の39 (以上 3筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1159号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町芦屋字城山46
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



**兵庫県告示第1160号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
神崎郡神河町長谷字成ト1568の 1 から1568の 3 まで、1568の 7 から1568の 9 まで、1569
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1161号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市日高町大岡字蛇谷82の1、82の2、字大谷6から11まで、83の1、字平地84の1、84の2、字清水104の2
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1162号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市出石町桐野字床ノ尾99の2
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1163号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市出石町奥小野字細見987の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1164号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町奥小野字細見987、987の8から987の12まで、987の21、987の22、987の24から987の41まで、987の42から987の48まで（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）、987の49から987の55まで、987の59、987の67、987の69、987の73から987の77まで、987の80から987の100まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1165号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町中藤字家ノ奥18の10

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1166号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町久畑字榎ケ奥179の1、179の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1167号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町久畑字榎ケ奥179の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1168号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年11月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業期間  
平成23年11月29日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域  
赤穂郡上郡町



**兵庫県告示第1169号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年11月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
平成23年10月17日から平成24年1月31日まで
- 3 作業地域  
神戸市全域

公 告

**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成23年11月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 氏名又は名称   | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日   |
|----------|-----------------|-----------|
| 石田礦油株式会社 | 姫路市家島町真浦292-4   | 平成23年8月2日 |



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年11月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ニトリ三木店  
所在地 三木市大村561番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 大和リース株式会社  
代表者の氏名 森 田 俊 作  
住所 大阪府中央区農人橋二丁目1番36号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ニトリ

代表者の氏名 似 鳥 昭 雄  
 住所 札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番80号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年 6 月 7 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,470平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
106台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
19台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
123.5平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
26.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻   |
|----------------|-------|--------|
| 株式会社ニトリ        | 午前10時 | 午後 9 時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時30分から午後 9 時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口 1 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成23年10月 6 日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第 1 課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年11月 1 日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成24年 3 月 2 日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第53号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条において準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定し、及び指定した施設の指定を取り消したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年11月 1 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

1 病院及び介護老人保健施設の表明石市の項中

「

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 医療法人社団 弘成会 明海病院 | 同 市藤江201      |
| 明石市立市民病院        | 同 市鷹匠町 1 - 33 |

」

を

「

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 医療法人社団 弘成会 明海病院 | 同 市藤江201 |
|-----------------|----------|

」

に改め、

「

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 大西脳神経外科病院 | 同 市大久保町江井島1661 - 1 |
|-----------|--------------------|

」

を

「

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 大西脳神経外科病院         | 同 市大久保町江井島1661 - 1 |
| 地方独立行政法人 明石市立市民病院 | 同 市鷹匠町 1 - 33      |

」

に改める。

人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月 1 日

兵庫県人事委員会  
委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会規則第 6 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 条例第 9 条第 1 号の項中第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 株式会社ひょうご粒子線メディカルサポート

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第478号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第 2 条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年11月 1 日

兵庫県公安委員会  
委員長 下 村 俊 子

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）
  - (2) 実施期日
    - ア 新規取得講習  
平成23年12月5日（月）から同月9日（金）までの5日間
    - イ 追加取得講習  
平成23年12月8日（木）及び同月9日（金）の2日間
  - (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
  - (4) 修了考査の実施  
新規取得講習、追加取得講習ともに、12月9日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 新規取得講習  
最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
  - (2) 追加取得講習  
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの
- 4 受付期間  
新規取得講習及び追加取得講習ともに平成23年11月7日（月）から同月18日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
- 5 申込先  
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）
- 6 申込時の提出書類
  - (1) 新規取得講習を受講しようとする者
    - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
    - イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
  - (2) 追加取得講習を受講しようとする者
    - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
    - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
    - ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料  
新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品  
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 9 その他
  - (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
  - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
  - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
  - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、警備員指導教育責任者講習受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166